

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

平成三十年十月二日付け埼玉県告示第千六十八号で告示した幸手都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司